

みんなの暮らしの根っこには、憲法が息づいている 憲法をいかして、こんなことを実現しよう

賃金・働き方

労働者が安い賃金で働かされ、貧しい生活を続けることがないよう、憲法は賃金・労働条件の改善、地位の向上やそのための運動を保障しています。憲法と法律をいかせば、まともな生活を送れる賃金と働き方を実現できます。

第14条(法の下での平等)

①すべて国民は、法の下に平等であって、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

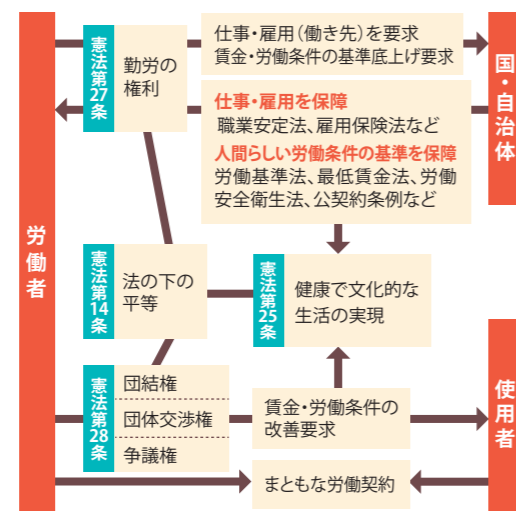
第27条(勤労の権利)

①すべて国民は、勤労の権利を有し、義務を負ふ。
②賃金、就業時間、休息その他の勤労条件に関する基準は、法律でこれを定める。

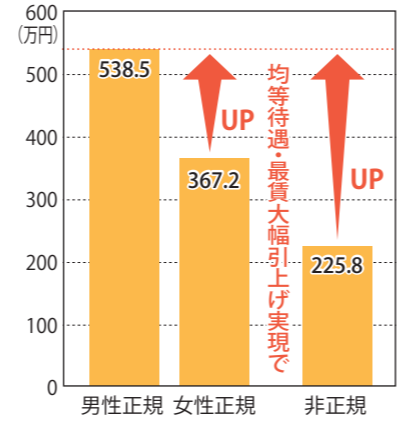
第28条(労働三権)

勤労者の団結する権利及び団体交渉その他の団体行動をする権利は、これを保障する。

「働くルール」と憲法



正規・非正規・男女の差別と格差をなくそう!



1年を通じて勤務した給与所得者の1人当たりの平均給与(年収) [国税庁「民間給与実態統計調査」(2015年)]

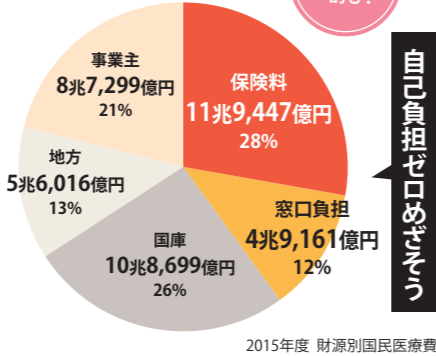
医療費負担

安心して生きられる社会とは、医療費の心配のない社会です。しかし、病院の窓口負担は4兆9161億円(2015年度)にのぼり、過重な負担に治療中断や受診の手控えが起きています。憲法25条に裏付けられる健康保険法は、診察・検査・注射などを、負担無しで保障すると原則でうたっています。憲法と法にもとづいて、医療費の自己負担ゼロを実現しましょう。

第25条(生存権)

①すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。
②国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。

国民負担が最も多い医療費



2015年度 財源別国民医療費

消費税・税制

消費税10%増税がねらわれています。消費税は低所得者ほど重く、貧困と格差を広げ、消費減退・景気低迷が続くことは目に見えています。税金は内部留保を過去最高に膨らませている大企業や富裕層から取るべきです。憲法は納税の義務(30条)を課していますが、前文をはじめ、様々な条文を背景に「能力に応じて負担する」原則を求めています。政府に課税・徴収の権限をむやみに使わず、税金のむだ遣いをさせないよう、憲法を生かして、民主的な税制をめざしましょう。

ふたたび戦争の惨禍を引き起こさないために

わたしたちには、誰にでも生きていく価値があり、自分の意志でそれぞれの幸せを形にしていく権利があります。人間らしく、平和な世界で生きていく権利があります。

憲法は、こうした権利を守るために、政府をはじめ権力にあらかじめ歯止めをかけ、政府などが果たすべき役割を定めています。日本国憲法はこうした点でとてもよくできており、平和のもとに人間らしく暮らしていける社会をめざそうと宣言しています。いま、改める必要はありません。

憲法を暮らしにいかそう 9条改憲ノ

いま、自民党をはじめ改憲をめざす勢力は、自衛隊を憲法に書き加え、戦力不保持・交戦権否認を定めた9条の例外にしたり、国防軍を設置したりしようとしています。

改憲し軍隊をもつ国になると、いろいろな形で私たちの自由や権利が制限される危険性があります。歯止めが利かず、軍拡で暮らし向きも苦しくなっていきます。ふたたび戦争の惨禍を防ぎ、平和で自由な暮らしを守っていくために、9条改憲をストップさせ、憲法が息づく社会を守りましょう。



憲法東京共同センター

できることから始めよう

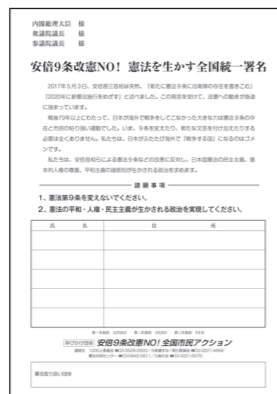
あなたのチカラを
かしてください!

●改憲NO! 3000万人署名を集めよう

改憲NOの世論の大きさを示すには署名が一番効果的。総理大臣と国会にあてて提出します。目標は2018年5月までに3000万人!

●まちかどで駅前宣伝アピールしよう

署名用紙を手渡したり、アピール横断幕を持ったり、自分の気持ちをスピーチしたり...できることなら何でもOK。あなたの踏み出す一歩が憲法まもる運動を支えます。



●知ろう学ぼう日本国憲法

おしゃべりしながらお茶のみながら学べる憲法カフェなど、気軽に参加しやすいスタイルで憲法を学んでみませんか? グッズや講師のご紹介はこちらまで。

憲法東京共同センター

〒170-0005 東京都豊島区南大塚2-33-10 東京労働会館6階
TEL03-5395-3171 FAX03-5395-3240

平和憲法を守り、暮らしにいかす取り組みをすすめています。東京地評、東京憲法会議、自由法曹団東京支部、東京革新懇、東京土建、東京自治労連、都教組、新婦人本部、東京民医連、東商連、東京平和委員会などで構成しています。

このリーフを手にしたあなたにもっと憲法の魅力を知ってもらい、
日本国憲法を守りいかにするためにチカラをかしてもらいたいです。